

## はじめに

西東京市（以下、本市）においては、平成 13 年の旧田無市、旧保谷市の合併以来、本格的な通学区域の見直しは行っていない現状にある。その対応策として指定校変更特例措置\*1により、合併前の旧市境に居住する児童・生徒は、希望により通学区域の指定校より旧市境を越えて近い学校に指定校を変更して通学している。

また少子化の影響で、地域の児童・生徒が減少し、単学級編成となる学校がある一方で、特に近年には、大規模な敷地を有する工場の移転や農地転用に伴う大型マンションの建設や宅地開発により、特定の地域に児童・生徒の急激な増加が見られ、教室数が不足するなど、地域による児童・生徒の偏在が著しい状況となっている。こうした現状や課題を解決するためには、小・中学校の適正規模・適正配置の早急な対応が必要と考える。

このため教育委員会では、学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会を設置し、平成 19 年から向こう 10 年間ににおける生徒・児童数の推移、将来の推計に基づき、その増減に伴う各学校の課題を分析・整理する。

これを踏まえ、本市の児童・生徒の良好な教育環境の整備を図るため、学校施設適正規模・適正配置の基本的な考え方を示すことを目的とする。

---

\*1 指定校変更特例措置：

田無市と保谷市との合併に伴い設けられた、旧市境を越えて、指定校より近い方の学校に入学できる制度